

〔事案 27-79〕 配当金支払請求

・平成 27 年 12 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載されている満期時配当金と「満期のお知らせ」に記載されている配当金額が大きく異なっていることを理由に、設計書記載の満期時配当金の計算根拠の確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 4 月に契約した定期保険特約付養老保険について、以下の理由により、設計書記載の満期時配当金が誇大でなかったか、その計算根拠を確認したい。

- (1) 満期時に支払われる配当金は、設計書記載の満期時配当金の 94% 減である。
- (2) 募集人からは、「満期時配当金が高額設定されている。積立貯金と同じで、満期時配当金を楽しみに長生きして受け取りましょう」と説明を受けたが、説明を受けた満期時積立配当金と大幅に異なる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載の満期時配当金額は、昭和 58 年度決算にもとづき作成された配当金例表にもとづき正しく計算されており、誇大ではない。
- (2) 募集人は設計書にもとづき適切な説明を行っており、高額設定されているとの発言はしていない。
- (3) 契約時に、募集人は配当金の変動について適切な説明を行っており、設計書に記載の金額も誇大ではないので、説明義務違反もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、主張理由や募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、満期時配当金の計算根拠については、事情聴取において当審査会から説明し、申立人の理解を得、申立人の請求は充足されたものの、設計書記載の積立配当金見込額の変動幅が大きかったのは、保険会社の責任に帰すべき事柄ではなく、募集人の対応にも不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。